

議会運営委員会理事会記録

平成23年8月8日(月)

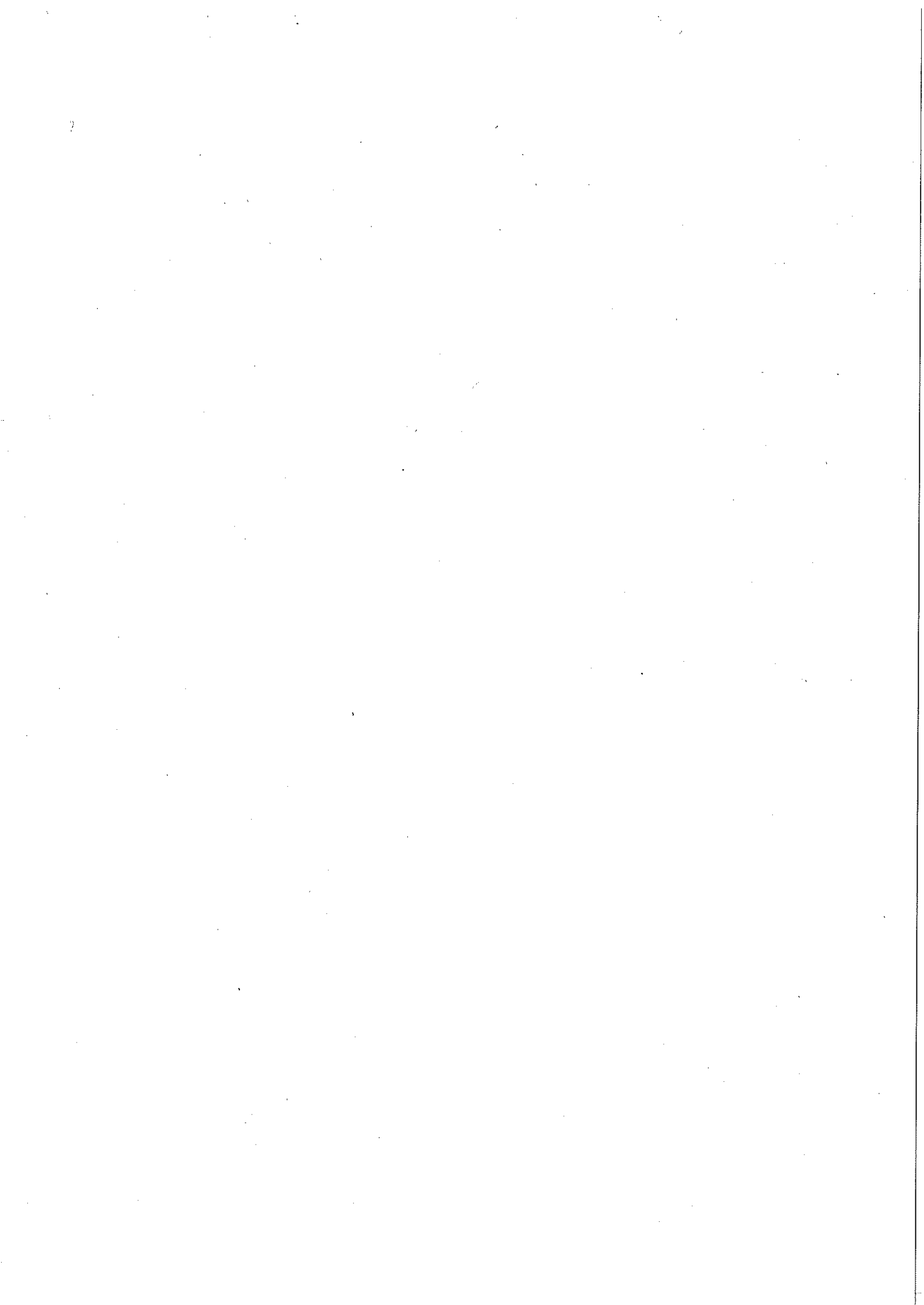
杉並区議会

目 次

議会運営委員会の視察について	3
瑞草区交流20周年記念式典への議員の派遣について	5
節電に伴う議場の使用について	6
区議会広報委員会について	10
議会運営に関する新たなルール（案）について	17

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月8日(月) 午前9時～午前10時45分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事代理 原田 あきら 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	山田 耕平	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 庶務係主査 横山 淳二 議会法務担当係長 杉原 正朗	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事 和久井 義久 庶務係長 高橋 正美 調査担当係長 小塩 尚広 書記 小野 謙二



富本理事 それでは、これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日、山田理事が所用により欠席のため、原田委員が代理で出席する。

本日はいろいろと用件があるが、まずは区側より総合計画に対する会派要望についての要請があったので、これを受ける。

では、政策経営部長、説明をお願いします。

政策経営部長 貴重なお時間をいただき感謝する。案件は、新たな総合計画の策定に伴う会派要望の提出依頼である。

現在、区では、基本構想審議会で審議が進められている区の新しい基本構想とあわせて、その実現のための具体的な道筋を示す新たな総合計画の策定の準備を行っているところである。新たな総合計画は、基本構想が示す政策の基本的な方向に基づきながら、施策ごとに10年間に取り組むべき課題と、またその財源の裏づけを持つ3年間の実行プランを包含した計画として策定したいと考えている。

については、この総合計画の策定に向けた会派要望について、8月31日までに企画課に提出していただきたい。

私からは以上である。

富本理事 今回の件について何か質問等はあるか。

小松理事 書式には何か決まりがあるか。

政策経営部長 特段ない。予算要望等いろいろあるが、考えに基づいてそれぞれ書いたものを。ただ、大きな事項と、また、従来なら基本計画、10年間の大きなところと、特に喫緊の3年間という形で具体的なもの等、いろいろあろうかと思うので、その辺は分けて書いていただければ、より具体的に把握できると思うので、よろしく願いしたい。

富本理事 総合計画に対するということだが、前の3年ぐらゐの実行プランのことも織り込んでいいということ。ただ、それは分けて書いてほしい、とういことである。

ほかには何かあるか。——よろしいか。

では、あと1カ月弱だが、非交渉会派のほうはどうするのか。

政策経営部長 こちらから議会のそれぞれの皆さん方に今話した内容をお伝えする。

富本理事 了解した。では、よろしいか。

では、部長さんと課長さん、退席いただいて結構である。

《議会運営委員会の視察について》

富本理事 それでは、本日本日予定されている議題に入る。本日は、1番が議会運営に関する

新たなルール（案）についてだが、こちらは時間がかかるので、先に2番以降を進める。

まず、議会運営委員会の視察についてだが、以前話をした流山と柏に、24日、お伺いするという日程が決ったので、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。議会運営委員会視察について、委員長から話があったとおり、千葉県流山市と柏市を視察する。日時は、8月24日水曜日。午前が流山市、午後、柏市。行程は、記載のとおりである。

質問事項は、流山市のほうが議会のICT（情報通信技術）化で、通常のインターネット中継に比べ、ユーストリームを使うということのメリットがどうなのか、また、ユーストリームの関係で、市民の議会への関心度の変化や利用率、議員さん自身の意見、そういったものを聞きたいと考えている。あと、携帯端末の利用方法とか、そういったものも伺いたい。

裏面で、こちらが柏市になるが、ここは議場に150インチのスクリーンがあるということで、それをどのように使用しているのか、また導入後の議員の皆さんの意見、また市民の意見はどうなのか、あと費用関係や、どういうプレゼンテーションデータを作成しているのか等々を確認したいと考えている。

出席者については、議会運営委員会12名と正副議長、あと事務局職員。マイクロバスが25人乗りなので、6名ほどマイクロバスに余裕がある。希望する議員を募りたいと考えている。いかがか。

富本理事 今説明があったが、何かご質問等はあるか。——よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そのように進める。今お話があったとおり、今回は、議運の委員以外の議員も参加できるという形にするが、今後、以前も総財でもこういった例があったが、ほかの委員会でも同様だが、今回のように旅費等のかからない視察に限り、当該委員会委員以外の議員が同行する場合は、一時的な委員外議員として同行するという取り扱いにしたいと思うが、そういう形でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにするので、よろしくお願ひしたい。

議会事務局次長 補足で、希望する議員がいる場合には、日程の都合もあるので、今週の8月12日金曜日までに事務局のほうに、ご連絡をいただきたい。万が一6名を超えるとバスに乗れないため、抽せんということも考えられるので、ご連絡をいただきたい。

富本理事 では、よろしくお願ひする。

小川理事 ということは、各議員にはポストに入れてないということか。

議会事務局次長 ここでご説明をして募りたい。非交渉会派には別途案内を差し上げて、希望を募る。

富本理事 では、よろしく願います。

《瑞草区交流20周年記念式典への議員の派遣について》

富本理事 次に、瑞草区交流20周年記念式典への議員の派遣について、説明をお願いします。

議会事務局次長 瑞草区交流20周年記念式典への議員の派遣についてだが、10月17日から19日までの予定で、記念式典が瑞草区で行われる。区議会としては、議長のほか9名分の予算があるので、どのような形で派遣するか、ご議論していただきたい。

富本理事 まずは、役所側はどなたが行くとかはわかるか。区長以下何人か。

議会事務局長 6人から7人ぐらいだと聞いている。

富本理事 文化交流課長とか、その辺か。

議会事務局長 はい。

富本理事 議会のほうは10人で、議長を除いて9人。過去にもこういう視察というか、友好都市派遣というのがあったと思うが、そのときの例からすると、大体どんなイメージになるか。試案はあるか。

議会事務局長 今までは、非交渉会派に1人割り当てを入れるので、それを引いた人数を、あとは会派の人数割りで割り返し、それぞれの会派ごとの人数を出している。今回そんな形で試算をすると、全体で9名なので、交渉会派で8名となる。それで按分すると、1人当たりの点数が0.195になる。それをそれぞれの会派の構成人数で掛け、端数切り上げをして人数だけ申すと、杉自が2、公明が2、あとは民社から自民までがそれぞれ1という形になる。

富本理事 ただいまの説明のとおり、委員の割り振りについて何かご意見等はあるか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

富本理事 今、従来の例で、事務局から人数が、杉自が2、公明が2で、非交渉会派が1ということで、残り、民社以下が1、1、1、1という案が出たが、従来こういう形で決めているので、それで問題がないと思うが、いかがか。よろしいか。共産党は、友好都市は行くのか。

原田理事代理 行っている。

富本理事 これで構わないか。

議会事務局長 20年のときも行かれています。

富本理事 では、割り振りはこういう形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議会事務局次長 それでは、派遣の手続もあるので、今月末までに、どなたが行かれるか、連絡をいただきたい。

富本理事 了解した。では、人数割りも今の話で了承を得たので、今月末までに各会派で誰が行くかを事務局へお知らせいただきたい。あと、海外に行ったことのない方はパスポートを用意しておいていただきたい。

非交渉会派の手続は事務局でお願いします。

小松理事 日程の確認だが、17、18、19日のうちの……

議会事務局長 17、18、19日の2泊3日である。

原田理事代理 何月か。

富本理事 10月である。

それでは、10月の17日から19日で、今の日程の割り振りで……

小松理事 この3日間、大体どんな日程か。

議会事務局長 詳細はまだである。

小松理事 今の話だと、3日間のうちのどこかで開催と聞こえたので。

議会事務局長 17日に出発。恐らくその日はやらない。多分、交流関係の記念式典は18日ではないかと思う。

小松理事 3日間必要なかとちょっと思ったので。

議会事務局長 やはり3日は要る。

富本理事 いろいろ意見はあっても、なるべく統一行動でお願いしたい。後から参加してここだけ出るとか、そういったことはやめたい。よろしくお願いします。

では、期日までにメンバーの提出をお願いします。

《節電に伴う議場の使用について》

富本理事 それでは次に、4番、節電に伴う議場の使用について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 本会議場の節電は、前にもお話ししたところだが、区から本庁舎の節電対策の現況について話があったので、それを含めてお話をさせていただく。区によれば、本庁舎における先月の節電実績は、いろいろ節電の取り組みをしているところで、ピーク時電力の平均削減率が約30%、また、昨年7月の使用電力量との比較では、20%の電力使用量の削減を達成している。この中で最大の使用電力値を記録したのは7月14日。この日が11時台で1,194キロワット、お手元に資料4として節電の関係の資料があるが、

1 ページ下に、ことし夏期の最大電力使用量、使用できる上限というのが全体で1,296キロワットになっており、それが7月14日で1,194キロワットであり、まだ100キロワット余裕があるという状況であった。

この余力に対して、杉並区議会の本会議場で使用する電力が、裏面に記載されているが、32キロワットなので、7月の最大の暑い日でも本会議を開催するには支障がない、削減の中で対応は可能というお話をいただいている。

ただ、これから8月の中旬ぐらいに電力使用のピークを迎えるので、そうしたことも含めて、あと、余力を少しとっておかないといけないということもある。できるだけ8月中の実績も注視したいということを区のほうからお話をいただいている。

区議会としては、まず本会議場を使う場合には、電力使用量のピーク、1時から3時を休憩時間にして、10時から5時か6時までの本会議の開催というような形を想定できるのではないかと。

あともう1つは、本会議場を使わずに、第3・第4委員会室で本会議を開催するという案も事務局内部で検討したが、今の状況でいくと、本会議場を使って支障はないという状況である。また、第3・第4委員会室は、実務的に検討すると、起立採決のときの人数の確認とか、席の配置等、その辺に課題があるので、その辺含めてまた第3・第4委員会室についても検討した上で、基本的には本会議場で行きたい。それらを見ながら、休憩時間をどうとるのかも今後の検討だと思っている。

富本理事 1つは、今の話を聞いていると、節電をしなくてもいいのか、要するに従来どおりでもいいのかという考え方も成り立つとも聞こえるが、その辺はどうか。

議会事務局次長 従来どおりでも可能である。

富本理事 一応枠には入っているということか。

議会事務局次長 枠には入る。ただ、節電というスタンスを示すという意味では、1時～3時の休憩時間を検討してはどうか。

富本理事 いわゆるピーク時の対応をするとうことか。

議会事務局次長 ということがよろしいのではないかと。

富本理事 今の話だと、形として、従来どおり何もしない、あとは、本会議場でやるがピーク時の対応を考える方法、それからもう1つは、第3・第4委員会室でやるとか、細部は別としてもそういった案がある。それぞれプラスマイナスはあると思うが、これについては、それぞれ意見はあるか。別にきょう決めなくてもいいので、持ち帰りでもいいが、いかがか。まず質問等はあるか。

原田理事代理 この電力量は本庁舎だけなのか。周りの施設とか、またそこはそこで独自

なのか。

議会事務局次長 そのとおり。

富本理事 ほかに質問等あるか。——では、きょうは持ち帰りとするか。

小松理事 何を持ち帰るか。

富本理事 どういった案にするかということ。

小松理事 休憩時間をどうするか等か。

富本理事 意見をまとめてきたほうがよいのではないか。今言ったように、全く何もしない、これまでと同じ。要するに、話をするならば、電力量としては枠には入っているから、もう何もしないでいい、淡々とやるという考え方。それともう1つは、本会議場は使うが、時間をずらして、例えばピーク時の1時から3時を休憩するやり方とか、そういう方法もある。それから3つ目は、本会議場をやめて委員会室のほうが電力量はかからないから、そうしてはどうかという方法、そのあたりが考えられるが。

原田理事代理 質問で、委員会室を使った場合と本会議場を使った場合との差というのはどのぐらいあるのか。

議会事務局次長 資料の裏面、2ページの下のところ、本会議場だと32キロワット、第3・第4で17.3キロワットである。ただ、今、本会議場もシャンデリアを大分落としているので、第3・第4委員会室も蛍光灯を4割ぐらい今抜いているので、これよりは落ちていると思うが、本会議場よりは少なくなるという状況である。

原田理事代理 15キロワットか。

富本理事 15ぐらい。あと、仮に今言った2番の場合だと、休憩をとるということになるので、とどうということがイメージされるか。当然そこが休憩になると従来とは変わってくる。

議会事務局次長 10時から開会して1時まで午前をやって、3時まで2時間休憩をする。今までどおりの日程の時間をとろうとすると6時までになる。10時から6時までの開催という形にするのか。今回それでも1日本会議を増やしているのです、10時—5時で4日間やっても4時間は増えるという形になるので、そういった対応も可能かと考えている。

富本理事 ということは、10時から1時まで休憩なしで頑張ってやって、2時間休んで、3時から6時までだけれども、日程も増えているし、一般質問の数もそう多くなければ5時ぐらいで終わるということ。だから、延びたら、議長さんがいつも言う、この際会議を延長してという言い方で、6時ぐらいまでで終わらせる、そういう形での対応は可能だということか。

議会事務局長 はい。

小松理事 先ほどの7月14日に最大記録した状況がよくわからなかったが、7月14日は、

本会議はやってない。

議会事務局次長 7月14日のものは、区役所全体の庁舎の中で、7月中に最大、11時台だが、1,194キロワットで、こちらの数値でいくと、ことし使用できる最大電力使用量が1,296キロワットなので、余力が102キロワットまで迫った、全体の庁舎の使用量が迫ったという状況である。

小松理事 本会議をやっている定例会期中で、つまり本会議場を使っているときでも、それより全然少なかったということだと思うが。

議会事務局長 そうではない。今、役所は1時間単位で使用量を全部はかっている。それをずっと見ていった中で、これまでの電力の使用量が、7月14日の11時が最大だった。この区役所全体の使用量。会議とかそういうのは一切抜きにして、何をやっているかというのは抜きにして。使われた電力量の最大のピークが、7月14日の11時で1,194キロワットだったということ。今次長のほうから説明があったとおり、国から15%の節電の要請が来ている。その15%削減して、なおかつ最大使える電力量がこの建物全体で1,296キロワットということ。それを引くとまだ100キロワットぐらい余力がある。そういう状態のときに本会議を開会したとしても、本会議場の電力使用量が32キロワットなので、まだ60キロワットぐらい余力があるので、開会しても大丈夫と、そういう意味である。

小松理事 了解した。ということは、2定は7月の何日までだったか、その間じゅうは本会議場を使っているときでもそれより少なかった、そういう意味か。

議会事務局長 そうということ。

小松理事 了解した。

富本理事 ちなみに、手帳を見ると、午前中に議会改革をやっている。

井口理事 委員会室でやっても、採決のときとか、あと議席の問題とかがある。こういう問題は、うちは会派に持ち帰りたい。節電の意識を個々に共有していかなければいけないので、全員の意見を聞いて集約していきたい。

議会事務局長 最終的には、30日の理事会で大体一定の結論が出ていけば、翌日の31日の議運で決定という形でいいと思うので、会派の中で十分ご議論いただくことがよいと思う。しかし、第3・第4委員会室の場合だと、かなり事務的に難しい面があるということとはご理解いただきたい。

原田理事代理 節電という心がけも大事だが、議会というのは、区民にとっても極めて重大な場なので、その機能がいささかでも変更させられるようなことがあってはならないと私は思うので、基本は本会議場でしっかりとやる。9月の7日ぐらいから、物すごい

暑さが予想されて大変な事態に陥りそうだと感じたときぐらいに考えればいいので、基本はやっぱり崩さないほうがいいと思う。持ち帰り検討する。

富本理事 時間があれば、他区の状況なんかも聞いてほしい。昭島か何かあるようだが。

議会事務局長 都政新報によると、昭島は本会議場ではなく委員会室で行うという報道はされている。

富本理事 ほかの区の状況もわかる範囲で調べてほしい。

議会事務局長 はい。

富本理事 では、この件は持ち帰りいただき、先の3つの案で基本どれがいいということ、次回の理事会ぐらいで聞きたいと思うので、よろしくお願いします。

《区議会広報委員会について》

富本理事 それでは次、区議会広報委員会についてである。

これは議長からのご提案なので、まず議長からお話をいただきたい。

議長 広報委員会だが、ご承知のとおり、これまでホームページ運営委員会、広報委員会というものが議会の中であって、いろいろな経緯でこの2つが廃止される中で幹事長会に統合されて、改選前の議会の中においては、要綱設置された議会改革検討部会で広報のことについては検討されるべきということになっていた。改選があつて、今議会の中にあつては、要綱設置された検討部会が既に廃止をされているので、広報委員会自体が宙ぶらりんの状態になっている。この際、新しい議会の中で広報委員会の位置づけというものをまた新たに位置づけさせていただく。どういう形で広報委員会を運営していくのか、そのメンバーも含めて皆さんに検討いただきながら、この間出た議会報は、事務局がつくったもので、良くできているし、ページ数も増えてカラーになったということもあるが、1面の石井桃子さんの写真がどうなのかということも含めて、議員自らが広報にしっかりと携わっていくという姿勢を示していくことも、ある意味必要であると、思っているので、大変くどくなって申しわけないが、区議会の広報委員会をぜひまた皆さん方にご検討していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

富本理事 議長としては、設置をしたほうがよいというお考えということではよろしいか。

役割としては、議会報の編集委員的なイメージで……。イメージで結構なので。

議長 私の個人的な考え方を申し上げれば、今富本理事が言った議会報の編集、それとホームページがどうなのか。今度、議運でユーストリームとかその関係も見ていくが、ホームページをどういうふうにしていけばいいのかということもあわせて、今までやっていたホームページ運営委員会と広報委員会を1つにした新しい広報委員会を、別組織と

どうか、どこかの形で設置できればと思っている。

富本理事 今、議長から広報委員会を設置したらどうかという提案があった。これは少し前にもこの話が出た。特別委員会をつくるときに議論になった。理事会か代表者会議でも出たと思うが、今のことについて何か質問とかあるか。

原田理事代理 議会の広報のあり方について、改めて委員会を設置したらどうかというのは、私、個人的には前向きに受けとめているが、これまでの広報委員会については、議会改革特別委員会のほうに移すみたいな議論があった。で、なくなったような気がしていたが、そこから、あえて改めてここで設置するというのは、どういう経過なのか。何か議長の中で心の変化とかあったのか。経緯が複雑で、私も忘れてしまったが、どうなっているのか。

富本理事 たしか特別委員会をつくるときにそういう話が出て、広報委員会どうするかという話もあった。ただ、結局そのときは結論は出ていないが、改めて議長もいろいろお考えになったのでは。そのときはまだ議長ではなかったこともある。

議長 今の議会改革特別委員会が設置されようという動きのときには、私はまだ議長ではなかったが、基本的には議会改革特別委員会は議会基本条例を軸にして、それに向けて検討していく委員会だと私は位置づけている。その一方で、議会の広報については、これからも3定、4定と議会報が出てくるわけであって、その都度、特別委員会の中で検討していくというよりは、もっと機動的に、特別委員会ではなくて、別組織としてまた検討されていくべきものだ。議会基本条例の中の広報のあり方ということについては、一方で同時に検討されていくべきだと思っているが、いわゆる事務的な部分のことに關しては、しっかりと、また委員が立ち上がって、それぞれの意見の中でもんで、議会が積極的にやっていくべきだという思いで提案をしたものなので、ご理解いただきたい。

原田理事代理 了解した。広報委員会はなくそうといったときに、私はむしろ議長と同じような考え方で、まだまだ広報の可能性というのはたくさんあるという意見を言ったと思うが、うちの会派としてもそういう立場なので、議長の提案は、私は前向きにとらえたいと思う。

富本理事 今そういう意見もあった。どちらかという、変な言い方だが、技術屋的なイメージが強い・・・実務的な、要するに、デザインをどうするかとかそういうイメージで、広報全体を、例えば年何回にするとか、そういう議論ではなく、今出ているものとか今やっていることを、もうちょっとこうしたほうがよくなるとか、議会報も自分たちでもう少しコミットしてつくっていくという、そういうイメージか。

議長 基本的には、これまで議会広報のたたき台は事務局の広報でつくっていただい

る。それに対して、最終的なグラを上げていくときに、委員会がああだこうだという形でつくり上げてきたのが、私が1期生のときに入っていた広報委員会のイメージだが、そういうことを踏襲していきながら、もう少し区民に対して見やすい紙面づくりというものがあるのではないか。「広報すぎなみ」も、新しくリニューアルされて2年ぐらいたつ。大分見やすくなってきているので、その動きに議会報は追いついてないということも私は感じているところもあるので、具体的にその委員会の中で話し合われるべきだが、もう少し刷新も含めて考えていただければと思っている。

富本理事 改めてそういうことで意見があったが、この設置についてはいかがか。やはり持ち帰ったほうがよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 議長の提案でもあるし、大体のイメージはつかめたと思うので、なるべく前向きな形で、設置をする方向で何とかご理解いただければということをお願いしておく。

また、事務局でも、要綱というかルールや、構成員など。多分、各会派から1人とか。

議会事務局長 はい。非交渉会派からは1名ぐらいたと思う。

富本理事 その辺の案も次回ぐらいに提示できるか、要綱か。

議会事務局長 要綱設置になると思う。

富本理事 それも含めて、改めてその案もつくっていただきたい。これは次回にお返事をいただくということをお願いしたい。

では、この件はよろしいか。

小松理事 以前は要綱設置だったのか。

議会事務局長 幹事長会のもとに設置をされる検討組織という形になる。よって正式なものではない。あくまでも内部組織的な位置づけであった。

小松理事 その後、検討部会は要綱設置なのか。

議会事務局長 そうではなく、そういう形で幹事長会のもとでずっとあったが、インターネットだとかホームページだとか、その辺のところも一たん整理が終わったので、形上は広報委員会というものはあることはあったが、実体がない、名前だけ残っていた。実質的な活動も全くなかったということ。

富本理事 メンバーも選んでなかった。

議会事務局長 それで、21年だったか22年に、議会改革調査検討部会の中に広報委員会も入れてしまおうと、そういう形を幹事長会で整理した。それ以降は広報委員会という名目のものはなくなって、議会改革調査検討部会で、必要があれば広報のことも議論しようという形で整理をした。今期はその調査検討部会がなく、議会改革特別委員会が設

置され、実態として広報委員会というか、広報を扱う組織が全くないというのが今の状況である。

それで議長は、それでは困るということで、これから議会改革等も進めていく中で、議会広報というのは非常に区民に対するアピールというのは大きいから、少しでも区民に見てもらえる、読んでもらえるような広報を発行していきたいという強い思いがあるので、この際、新しい形での広報委員会を立ち上げ、先ほどの議長の話でいけば、実務的な、紙面の構成だとかレイアウトの関係だとか、そういったことを議論して決めていくような委員会を立ち上げたらどうかという提案と私どもは受けとめている。

富本理事 よろしいか。

小松理事 はい。

関理事 質問するのは遠慮しておこうと思っていたが、全くないということではなく、改革部会が特別委員会に昇格したということで、改革部会がなくなったということ。ところが、もともと改革部会の中に広報委員会も、前段階で、22年度、また21年度に包含されている。包含されているものが昇格したということは、私の感覚からすると、特別委員会に入っているという認識だが。

議会事務局長 そうではない。

関理事 議長が先ほど説明されていたが、議会改革特別委員会は基本的に議会基本条例を、あり方を中心に考えていくと言ったが、その合間に特別委員会の中で広報の件について詳細に、新たなそういう事務的な部分について議論するのは大いに結構ではないかと思っているが。

私の感覚からすると、役所も、それから民間の企業もそうだが、部署をつくると、その部署というのはどんどん仕事をつくって自己防衛に走る部分がある。私の基本的な考え方というのは、簡素で効率的な組織、そういう自治体また議会をつくっていくということが基本的な考え方。だから、どんどん部署を増やすのではなく、統合して、そして効率的な運営をしていただくということが一番求められていると思っている。

この部分については、会派に持ち帰って、うちの会派のメンバーの意見も聞かなければならないが、基本的には、何で特別委員会で対応できないのかという部分がある。

議会事務局長 特別委員会の場合については、正式な委員会なので、当然その委員会で何をやるかという所掌事項を定めた上で特別委員会を設置した。今回の議会改革特別委員会については、先ほど来お話が出たとおり、メインが議会基本条例の検討である。そのほかに、議会のあり方に関することというのが今の議会改革特別委員会の所掌事項になっている。広い意味でとらえれば、議会のあり方という中に議会広報のあり方というも

のも含まれると考えられないこともないが、実際問題、特別委員会はまだ動いているし、その中で、一番最初のとくに特別委員会で議論すべき課題、議会基本条例以外に、この委員会でどういう課題について議論すべきかということを目頭委員会の中で意見交換をした経過がある。

その中では特にそういったことも出てきてないので、今の特別委員会の流れの中でいけば、基本条例の検討と、あと、先ほど話が出たが、基本構想、総合計画の話、その取り扱いに対して、議決条例をどうするかというようなことが今、喫緊の議論の課題として上がってきているので、やれと言われればやれないことはないかもしれないが、各定例会が終わった後の広報の紙面の中身をどうするかという、言ってみれば実務的な話になるが、そこまで特別委員会の所掌事項の中に入れていくのがどうなのかという問題はあ

る。その部分はちょっと切り分けをして、要綱設置の専管の委員会をつくり、そこで機動的に対応していくのが現実的な対応ではないかと私自身は思っている。

関理事 何となくわかったが、そうすると、その実務的な組織というのはどこに入るのか。どこの所管になるのか。

議会事務局長 これは要綱設置になるので、議会の中の一機関という位置づけになる。

関理事 以前は幹事長会のもとに設置されていたが。

議会事務局長 そのとおり。以前は、言ってしまうえば実体がないというか、幹事長会自体が非公式な協議機関なので、そのもとにある下部組織的な位置づけになるから、正式な議会としての組織ということではなかった。正式な議会としての組織として位置づけるとすれば、要綱にするのか、あとは訓令とかそういう形になるのか、規程でいくとか、そういう形で定めたものにするかである。

関理事 いずれにしても、持ち帰って。

原田理事代理 今議論の中で、関理事が質問したことは大事な質問だったので、これについては、提案者の議長が話すべきであって、座長の指名もないのに事務局長が突然、関理事に対する抗弁を行うというのはどうか。かえって長くなっているので、議長が答えたほうが早いのではないか。

議会事務局長 申し訳ない。

富本理事 そういうご指摘も理事代理からいただいたので、よろしくお願ひしたい。

私も関理事と同じように、やはり包含されたという部分を感じていた。宙ぶらりんになったという考え方もあると思う。ただ、私も、それから原田理事代理もそうだが、議会改革特別委員会の委員をしている。議長も出席しているが、結構タイトというか、議

論の中身も濃くて、広報のことを実務的にやっていくのは難しいということは、私も1人の委員として感じているし、これは原田理事代理も同じではないかと思う。議長も出席しているので、そういう中で、広報をよりよくしていくためには、少し切り分けたほうが良いという提案ではないのかと感じている。そんな形でご理解いただいてご検討いただければと思う。

では、次回の理事会ぐらいまでにお返事をいただき、その間に事務局も、どのような体制でやるか整理をしておいていただきたい。よろしく願います。

原田理事代理 どこまで実務にかかわるのかというのは、私は余り風呂敷を広げ過ぎると議会事務局にとっても迷惑な話になりかねないというか、今の議会報で、議会報が出ると、議会報見たよという声をまちに行くときとすごく聞く。今までと比べると、まちの反応が全然違っているというのはすごく感じていて、それは敬意を表するところである。そういう今発展していつている中に、そこに下手に紙面はこうあるべきというのを、むしろ我々の決定を待たなければいけない場というか、かせになるような、そういうものにはなりたくないと思っている。もうちょっとあり方については、紙面にまで必ず広報委員会を通さなければいけないとか、そうではなくて、議員本人たちから、こうやってくるとすごく議会報を活用しやすくなる、1人1人の議員が個性が出て、とてもおもしろくなる、とか、そういう意見があったときに出すような、そういう緩いものでもいいと。あと、先ほど言っていたユーストリームとかで生中継がどうやったらできるのかとか、そういうところで話し合える場所でもいいと思っている。

富本理事 そのあり方の範囲等々も含めて、改めて会派で協議をいただき、急ぐ話ではないが、するならばなるべく早く設置したほうが良いと思うので、ご意見をいただきたいということで、よろしく願いたい。

では、広報委員会の件はこれでよろしいか。

井口理事 うちの会派としては、私、個人的には、やはり議会は議案並びに議決の情報を区民に知らせる広報活動の充実を図らなければいけないと思っている。2年前に私も予特だか決特で質問したことがある。非常にあか抜けない、色校も少し考えたほうが良い。ということは、皆さん全区民がインターネットを引いているわけではないので、あれはいろいろな面でとても大事な紙面だと思う。個人的には私は大賛成だが、新人の議員もいるので、一応詳しく、今回会派に持ち帰って、それでまた理事会に伝えたいと思う。

小川理事 1点だけ確認しておきたい。広報委員会が新たにできる前、その前提の話だったが、議会改革特別委員会に入るというような考え方は、多分そのときはなかったと思う。広報委員会については、改めて必要なときに理事会で考える、というような結論だ

ったかと思うので、その辺を確認しておきたい。

議会事務局長 今はすぐに回答は出ないが……

小川理事 はい。だから、議会改革特別委員会に入っているということはない。関理事が今言われたので、それを改めて……

関理事 事務局の説明では、入っているということだった。

小川理事 いや、入ってない。入ってないので広報委員会を改めて……

関理事 部会に入っているということでさっき説明があった。

議会事務局長 前期の議会改革調査検討部会のことか。

関理事 はい。部会のことを言っていて、それに入って、それが昇格したから、自動的にそれも包含して入っているということを質問した。小川理事の言っていることはよくわかる。しかしこちらは認識が違うようだ。

議会事務局長 認識が違うというか、先ほど説明したとおり、特別委員会の所掌事項の中に、広報に関することと明確には入っていないということを申し上げた。

関理事 その特別委員会の前段の話で、部会に引き取ったという話の中で、広報委員会が平成21年か22年に議会改革部会に包含されたと。議事録引いてもらえば。

議会事務局長 前期のときに、議会改革に関する調査検討部会の中に広報委員会の機能も吸収をして、必要があれば調査検討部会の中で広報に関することもやるという形で整理をした。ただ、今期については、議会改革の調査検討部会というのがなくなって特別委員会が設置された。そのまま、イコール、その中身が行ったということではない。

関理事 私の感覚では昇格したと。

議会事務局長 そこどころがちょっと違う。

関理事 今、小川理事と私が話した部分はその前段の話で、部会に引き取ったということ、21年、22年のいつだか忘れたけれどもという話で、それはそうでしょうということ。

議会事務局長 それはそうである。

島田理事 要綱設置でも何でもなく、新しくつくるに当たって、前の要綱を変えなければいけないとか、そういう部分は一切ない。改めてつくればそれでいいということ。過去のいきさつ云々の話ではないのではないか。

富本理事 よろしくご検討いただきたい。

では、今いろいろな話が出たが、そういう形で、その範囲も含めていろいろご意見もあると思うので、改めて議論したい。よろしく願います。

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

富本理事 それでは、議会運営に関する新たなルール（案）についてを議題とする。

この件は、既に議長から各会派には説明され、意見も求めた部分があり、きょう改めて資料も出ているが、まずは事務局から簡潔に、改めて説明を願います。

議会事務局次長 資料1として、議長から示した「議会運営に関する新たなルール（案）」をご配付した。資料2の最初の2枚が、このルール案に対する意見を事務局で取りまとめた内容で、その後ろに各会派からの意見の本文をつけている。

では、資料2に沿いながら説明をする。

まず、全体に対する意見だが、4会派からご意見があり、共産党からは、本会議を形骸化する流れが読み取れると指摘があり、また、今回の提案の内容は、全議員参加により一から話し合われるべきであり、そういった場を設けてはどうか。委員外議員の質疑までを認めるという点では前進面も確認できるが、本会議での意見開陳を制限するねらいがあるとするならば、問題であるという指摘である。

生活者ネット・みどりの未来からは、委員外議員の参加枠を広げることについては歓迎する。ただ、本会議の時間短縮を図ろうとする趣旨には疑問がある。本提案は全議員にかかわることであり、全議員参加による意見交換が必要。全員協議会の開催を求めるとのご意見である。

無所属区民派からは、委員会中心主義は、委員外議員の質疑を認めようとするものであり、一定の評価ができる。

無所属（堀部議員）からは、本会議及び委員会は単なる意見開陳会や表決の場ではなく、議員間討論を行う場であることを再認識する必要がある。委員会中心主義とは、委員会の審査・調査の結果をもとに、本会議で質疑・討論・採決をすることであるということが出ている。

あと、個別の事項としては、会期に関しては、生活者ネット・みどりの会派からは、基本的に賛成だが、本会議での発言は妨げられるものではないということを確認したいということ。無所属区民派からも、本会議でなく、議運での意見ということに疑問があったが、本会議に必要な意見を封じることではないということが確認できた。会期を増やすということも納得できた。無所属（堀部議員）からは、議会の会期は本会議で決定されるものであるから、本会議で意見を述べるのは当然だという意見。

次に、特別委員会委員長報告については、共産党からは、席上配布では、議員もすぐ読めないし、また報告に対する意見を述べる機会を逃してしまうこともある。生活者ネット・みどりからは、質疑ができるよう、2日ぐらい前に配布。議長は、質疑があるか

諮ってほしいというご意見。無所属（堀部議員）からは、報告には、質疑を行う権利がある。席上配布は妥当ではない。告示日に配布をと。

次に、一般質問時間については、共産党からは、今までどおりで、おおむね30分。生活者ネット・みどりの未来からは、現状、30分を経過するケースが多いとは言えない。議員には、質問が冗長にならないよう自覚を促して、会派へ確認することが必要だ。時計を置くことには賛同できないという意見。無所属区民派からは、30分というのは適切な時間だと考えるが、あくまで目安である。おおむねということが大事なので、機械的に制限しないようにという意見。無所属（堀部議員）からは、質問時間を一律に制限することは、議会の形骸化を加速させる。30分を超える議員はごく少数で、あえて厳格化する必要はないのではないか。今回の提案には強く反対をするという意見であった。

5番目の議員提出議案の委員会付託については、共産党からは、原則、委員会付託であるから、あえて明記する必要はないのではないかという意見。生活者ネット・みどりは、提案を歓迎する。無所属（堀部議員）からは、適切な運用を期待したいというご意見である。

6番が議案審査で、生活者ネット・みどりは、委員外議員の活動が広がることは歓迎する。ただ、1人1委員会と決めていることが問題ではないか。自治法では、複数の委員会に所属できる規定となっている。無所属（堀部議員）からは、議長が機械的に委員長にルールを強要すべきではない。目安を示す程度でという意見である。

委員会での議案審査結果報告については、生活者ネット・みどりは、当然のことで、よい。無所属（堀部議員）からは、6番と同様に、ルールを強要すべきではない。

8番、請願・陳情審査についても、委員外議員が審査に関与できるのは歓迎する。補足説明者への質疑が認められないのは賛成しかねる。無所属民派は、これも同様のことで、機械的にルールを強要すべきではない。

請願・陳情審査結果の本会議での報告だが、生活者ネット・みどりの未来は、本来このようにすべきで賛成。無所属（堀部議員）も賛成。

最後、意見書・決議については、生活者ネット・みどりの未来は、議運の中で議論・討論すべきことで、本会議での意見開陳ができなくなるのであれば、議員の権利を奪うもの。無所属（堀部議員）からは、提案説明のあり方自体、全体を見直すべきではないか。提案説明の際、各委員会審査等の状況を含め概括を報告することが必要という意見があった。

説明は以上。

富本理事 今いろいろあったが、改めて、これにプラスして何か意見等つけ加えておくこ

とはあるか。

では、順番に進める。会期に関することについて、非交渉会派の議員が会期等に対し意見がある場合は、議会運営委員会に委員外議員として出席し意見の開陳を行う。これについてはいかがか。

小松理事 先ほど事務局次長は省かれたのだが、2つ目のポチで、「委員外議員として意見を述べる場合は、その場で意見交換できることが」ということは、意味がわかると思うが。委員外議員としてこれまでも発言されることはあったが、そのことが取り上げられずに、そのままスルーしていたように思う。それがこの場で一緒にそのことも含めて検討の土台に上げることが望ましい、そういう意味である。

富本理事 これは基本的には、会期のことだけではなく、後々の委員会での議論の仕方がすべて、そういう基本的な考え方のもとに議長から提案があったと理解できると思う。委員外議員は今まで委員外発言だけであったが、質疑もできるというような形にしようという方向性で、これはつくられている。

議長 今座長のほうから提案というか説明のあったとおり。この後に委員外議員として議案に対して、今までは意見しか述べられなかったのが質疑までできるように枠を広げようということであるから、今後、会期に関しては議運の中で検討されていくことになる。それも議会運営委員会として同じようにルールとして新たにつくっていきこうということなので、必要であれば、その場で議論をすることができるということ。

富本理事 だから、ポチ2については、ネみの意見も取り入れられているという意味。

原田理事代理 議長提案というのは、要は本会議での発言について一定時間を短縮したいという思いがあると思われるが、その点でいうと、ネみは基本的に賛成とされているが、「本会議での発言は妨げられるものではない」という一文をかんがみれば、議長提案とは少し違うのではないかと思うが、その点、議長とネみの議論を聞きたい。

議長 これまでも本会議の採決の前には、もちろん意見というものもあってしかるべきだと認識している。そこに関しては、やってはいけないということではないが、議論の中身を深めるという意味にあっては、委員会の中でそういう素地をつくった中で本会議の中で採決に向かっていくというのが本来の議会のあり方だと私は思っているので、その枠を少し広げていくということが今回の提案の1つの理由でもある。ネみや堀部議員や無所属区民派の方々が言っていることも十分理解した中で、今回提案させていただいた。

小松理事 私は、先日初めてこの提案をされたときに議長が、発言を禁じるということはどこにも書いていないと言ったので、それなら基本的に賛成であると。ただし、そうは

言ったが、本会議での発言は妨げるべきではないので、ちょっとここに付記しておこうというつもりで書いた。

それと、内容について議論する場が委員会であるとする、そこで賛否を言っているのだから、議場で、それは若干意味が違うと思う。採決の場での討論というか、ここでは意見開陳という言葉に置きかえられているが、採決に当たっての理由を述べるということと若干意味が違っていると思うので、本会議での発言は……

富本理事 今全然意味がわからない。委員会でも採決をするときに意見を言っている。本会議でも意見を言う。それは違うと言っているように聞こえる。その意味が僕には全然わからない。説明を。

小松理事 このことだけではない、ほかのことも含めて。

富本理事 多分全体の話と共通すると思うが、イエス、ノーを言うのが委員会と本会議で違うと言っているが、その意味が僕には全然わからないので、説明してほしい。

小松理事 何と言えればいいのか、内容について議論する場と、イコールで——採決するときには立ったり座ったりのことなので、そのとき改めてほかの会派に対して、委員会での結論と違うこともあり得るということを示している。

富本理事 例えば委員会では賛成したが、途中で考えが変わって本会議で反対する、それは可能性としてあると考えられる。

小松理事 それを他の会派に対して、訴えかけるというか、主張として、討論その場でするというのは、それはあると思う。

富本理事 でも、それは非常にレアケースである。

小松理事 そのとおり、レアケースだが……

島田理事 今の話を聞いていると認識が違うのではないか。賛成は賛成だけれどもとか、反対は反対だけれども、ほかの会派がもしかしたら自分たちの主張を聞くことによって賛成から反対に変わるかもしれない、そういうことを言っているのか。自分たちの意見が、委員会のときと本会議に臨むに当たって意見が変わったということではないということか。

小松理事 でも、そのことも含めている。そのこともあり得ると思う。

島田理事 そのケースでしかあり得ない。自分たちの会派の委員会での態度と本会議の態度が違うということは、そのときしかあり得ないことだ、実際には。同じことを委員会で言い、本会議で言うということはない。

原田理事代理 本会議と委員会での質疑が違うこともあると小松理事は表現されたが、私、同じ方向性だと思うが、本会議というのがそもそも意見表明というか、議論を戦わせる

中心的な場というか、本来の場である。それをさらにその場だけでなくもっと深めて議論をしようと、それが委員会である。委員会中心主義といっても、本会議より委員会のほうが偉いというわけではなく、委員会で詳しく議論することによって本会議の内容が高められるというところに、私は委員会の意義があると思っている。むしろこういう決まりになっていると思う。だから、委員会で言った意見、そこで議論の末に意見を開陳する、それが本会議の場でさらに発展していくということのほうが私は往々にしてある。賛否が変わるのは本当にレアケースの話で、そんなことよりも、それぞれの会派がその議論を中心にして意見開陳を行った、それこそ、各会派の意見を聞いてさらに我々が言わなきゃいけないこと、あるいは我々の意見も発展していく、そういう面があるわけで、それが本会議の場で改めて開陳されるということが私はすごく重要だと思っている。恐らく小松理事もそういうことを言いたかったのではないか。

関理事 私は、小松理事が言ったのはなるほどと思いながら聞いていた。この間の議会で、たしかあるグループが、議員提案で議案を出して、提案をしておきながら採決では反対した。座ったままだった。こういうこともあり得るのだと私はびっくりした。だから、小松理事の言っている意味は、こういうこともあるということ認識している。

小松理事 そういう意味で申し上げたのではない。原田理事代理が補足していただいた内容でほばいいと思う。

富本理事 会期について話をしているが、議論としては、結局本会議のあり方、委員会のあり方をどうするかという全体の話に膨らんでいるのは、別に構わないことだが、その認識をどうしていくか、議長の提案を受けてどう考えていくか、私どもの会派が、この議長の提案を基本的に是としたのは、正直申し上げて、今の本会議は逆差別であると私は思っている。

私どもの会派は、人数が多いがゆえに全委員会に委員が出ているので委員会で意見を申し上げている。そこで基本的に意見を言っているので、本会議では委員長報告で意見も述べられているので、自分の所属していない委員会がある方に関しては、そこに出席し、それに対して意見を述べられるということになって、本会議が余りにも発言されている方のバランスがよくないと私は感じている。それをある意味平等にする形になるのではないかという思いがある。それに対してはこういう形でやられるのはいいという思いがあり、私どもは、この意見についても基本的に是としてこの理事会にも臨んでいるという考え方である。確かに討論というものをどうとらえるかという考え方はあるが、同じことを何度も言う必要があるのかということも現実問題としてあるし、それから、今の意見だと、私は逆に委員会が必要ないのではというようにもとらえられるし、その辺は

それぞれ皆さん認識が違うと思うので、その辺を踏まえて決めていくしかないと思うが、いかがか。

原田理事代理 事務局がまとめた各会派の意見の中で、無所属区民派の、「議運での意見ということに疑問があったが、議長から本会議に必要な意見を封じることはないと確認できた」とある。つまり、提案者の議長自身も、これは個人的な議長の意見になると思うが、議会運営委員会で、例えば無所属区民派が反対意見を言ったとする、その後さらに無所属区民派の本会議での意見開陳についても認めたということで確認してよろしいか。

議長 無所属区民派が、例えば委員会で会期に関して意見を言うとする。本会議で手を挙げて意見を求められたら、私はそれに対しては拒否をすることはできない。もちろんその場で指名をし、発言をする機会を設けるのは議会の運営上のルールとしてはあるので、その部分まで超えて改正をしていこうというものではない。ただ、その中で例えば無所属区民派が本会議場で何を言うのかというところまでは私は知らないで、その部分に関しては道義的な問題というものも当然入ってくると、このように思っている。

原田理事代理 どういうことを言うのかわからないと言ったが、例えば趣旨としては一緒、ただ全く同文を読み上げるというのではなく、一定の文章の変化であったり、本会議における言い回しが違ってくるとか、そういうものについては、それは当然議会として認めていくという議長の個人的意見として考えていいか。

議長 賛否の中で変わるということに関しては、もちろんその意見というものも当然必要だと思っている。また、同じ意見ではなく、結果的には反対・反対という形になってくると思うが、意見として変わってくるといふことに関しては、本会議で指名するまでは当然何を言うかわからないから、これから運営をしていく中でそういう問題が出てきたら、また改めて考えていくべき問題だと私は思っている。

原田理事代理 その認識。議運で反対と言っていた人が本会議で反対という意見を最終的に言った場合に、議長としては問題と感じているのかどうか。

議長 これからの議論の中に入っていきが、例えば委員会での審査結果報告については、今後、委員長が委員外議員の行った質疑、討論もあわせて報告を行うことになっていくので、これらも含めて検討する。当然委員外議員の意見もその中に入ってくるわけで、それに対してまた意見を言うということに関しては議会運営上どうなのかということは、また別にあってしかるべきだと私は思う。

原田理事代理 私は、先ほども小松理事の議論の中で補足で話させてもらったが、委員会で述べる意見、これがさらに発展して本会議で充実されて出てくる意見というものにつ

いて、たとえ賛成・賛成、反対・反対で委員会と全く違わない方向性だったとしても、意見を開陳するということが極めて重要だと思っている。それがこの杉並区議会では問題とされる節がある。委員会で審議に加わった人間が本会議でも意見を言うことが問題として受けとめられるというのが、私は、これまでの杉並区議会の議事運営の1つの問題だと思っている。だから、今回の提案が、委員外議員が議会運営委員会の中あるいは委員会の中で発言、質疑ができるようになったという前進面、それとともに、その前進面を生かしてさらに本会議が充実するということが求められるのであって、そこにもしても議長が、委員会で言った人間が本会議でも同じ意見を言うことについて問題意識を感じているのであれば、これは、同じ文面であっても、議会運営に関する新たなルールの案というものは180度意味合いが変わってくることを私は指摘したい。この無所属区民派の……

富本理事 それは会派の意見か。

原田理事代理 もちろん。無所属区民派が言っているように、本会議に必要な意見を封じることではないと議長に確認できたということであれば、私たちは賛成に回ることができる。そうなってもらいたいと思っているが、もし今のように問題意識を感じているのであれば、私はこの提案は賛成できない。

富本理事 共産党の意見はよくわかったが、この件について、どうか。

小川理事 今の話を聞いていると、今議長から話があったように、本会議場で何か意見があった場合は、指名して意見の場を設けるとするのは当然だと思う。ただ、今原田理事代理が言った、その辺の内容というのはあくまでも空想というか、たればみたいな話をされているので、私の場合は、例えば会期に関する事で、議会運営委員会がいわゆる議会運営上の一定のルールを決める場所の委員会という認識がある。委員会で議論して、委員外議員、議会運営委員会メンバー以外の議員がそこで意見や質疑ができるというのは、当然すごく前進である。なおかつ本会議で、例えば同じような意見をする事については、私は個人的には疑問であるし、うちの会派も持ち帰って何度も議論したが、疑問であると。例えば予算委員会、決算委員会については、委員全員が、当然発言権もあるし、出席のもとに行われているが、予算、決算の意見開陳の場合は、本会議では2度言わない。いわゆる屋上屋ではないが、本会議の場において全く同じことをすること自体、我々甚だ疑問に思っている。そういった、委員会で質疑、討論した問題を本会議で同じようなことをすることについては、我々は疑問と前から思っていたので、その辺、私たち会派については、この考え方については賛成であるということをお願いしておく。

島田理事 委員会の状況を委員長が報告して、それと同じことをもう一度やる必要は一切

ないわけで、本会議で意見開陳する場合には、賛否が逆になった場合と、賛成は賛成、反対は反対であっても、その理由の構成が変わった場合に限られると考えている。

富本理事 うちの会派としても同じ意見。先ほど言ったこととあわせて同じ意見である。それをきちっと委員長報告の中でできる形で今回、提案があったと思っているので、私どももそのように考えていることでつけ加えておく。

小松理事 私は、この2行に、先ほど議長も言ったし、委員会で述べた意見と同じ意見を本会議場で述べてはいけないとは書いていないので、そうではないと理解している。

富本理事 これは、本会議で意見を言うてはいけないということではなく、ルールとしては当然本会議で意見を言うてもいい。いいけれども、同じことを何度も言うということとは違うのではないかということを行っている。わざわざまた出てきて同じことを言うのは、私とか、今民主・社民クラブもそうだと思うが、それは違う。そこは大人の良識の判断でやっていただくのが私は議会だと思っている。だから、広く解釈すれば、議会の中では例えば賛成意見なんて普通言わないという考え方だってある。賛成は賛成で立てばいいので、意見は言わないというのだから1つの考え方。議会運営をそういうことでやっているところもあって、わざわざ賛成意見を言いに来るのは変だということ。うちでは本会議で賛成意見を言うのはある。それだって疑問を感じる部分だってあるというところをえ方をされている方もいるし、その解釈はいろいろだと思う。

ただ、今まではそういう形で発言する場が全くなかった。質疑もできなかった。今回はそれがきちっとこういう形で権利を保障されている。その場できちっと発言してよし、その意見はちゃんと委員長報告もされる。そういう形で前進をしているのでいいのではないかと私どもは思っている。だから、本会議場で全く意見ができないということはルールとしてできないことであるから、できるのは、先ほど島田理事が言ったケースが常識的に普通ではないのかと理解をしている。

小松理事 私たちも常識的なところで理解している。だから基本的に賛成とした。ただし、堀部議員も言っているように、本会議は意思決定の場である、そこでの議論を活性化させる観点から、本会議場で意見を述べる機会はちゃんと設けておくべきだと、そのことだけ押さえれば、また禁じるものでない限り、反対するものではない。ただし、もし禁じるということと言外に言うのであれば、ちょっと違うのではないかということ。

富本理事 私が解釈するには、別に禁じることはできないことはわかっているが、要するに私の個人的というか、会派としての意見でもいいが、できるとなれば何でもやっていいとなっている風潮が私には感じられるということ。要するに、常識的という言葉が非常に難しいが、私の常識と小松理事の常識は違うのかもしれないが、別に意見を言うて

はいけないということは全然ないけれども、また同じことを言うのとか、そういうことになる、それは権利の濫用ではないのかと私は感じるから、そこは大人の判断でやっていくべきものと思っている。言っはいけないということはないけれども、同じことを2度言うなんてことは、普通は違う。それを発展という言葉で言うと、聞こえはいいが、結局また同じことをやるんだとちょっと違うのではないのかと思うが。

原田理事代理 島田理事の意見ですごく立場は明瞭になったと思う。賛否が変わった場合と、それから、賛成にしる反対にしる、構成根拠が変わった場合に委員会と本会議で同じ意見の開陳があり得るとするのは、私は認められない。

減税自治体構想のときは、議会にかかる極めて重要議案のときには、みんな委員会でやっていたが、ちゃんと全会派、どこかの会派はやらなかったような気もするが、意見を開陳している。だから、どの議案を重要議案とするのかというのは、規定なんかつくれるはずもなく、我々共産党も大体これまでも、慣例に従ったわけではなく、委員会でしっかりと質疑をしたものについては、あえて本会議で言う必要もないという感じで取捨選択をして、意見を述べる、意見を述べないというところをやっている。ただ、減税自治体構想については絶対に意見を言わなければいけないということで、全く同じ意見だったけれども、私は言った。それは自公民も一緒であった。

ただ、会派によっては、議員によっては、我々のレベルを超えて、すべてが重要議案だと思う方もいる。その人が委員会で質疑したのに本会議でも意見を述べるということについては、全く妨げられない、それはしようがないと思う。

だから、その中で、島田理事の言った意見が明文化されたり、あるいは強い、何かこの理事会あるいは議運の中で紳士協定のように確立されると、私はこの意見には賛同できない。ただ、島田理事の個人的な、会派の個人的な感覚というふうにとどめておいていけるのであれば、この議案が重要なのかどうかの判断はその会派に任せて、本会議での意見についてもその会派に任せるとい、そういう感覚で皆さんが合意するのであれば、私は、この提案については賛成することもやぶさかではないという立場。

富本理事 言っていることはよくわかる。そんなに離れているという感じもしない。実は、これは交渉会派というか、全委員会に委員を出しているところは別として、今までは所属委員がないから本会議で発言していた。これを今回は認めるということを経営的にやって、実はそこの問題である。だから、共産党も基本的には取捨選択してやっているわけで、それはもちろん議会なので、重要度もあり、いろいろな考えがあることは別にあり得ることだと思う。ただ、拡大解釈していろいろと言うことでもないと思うことを我々は強く言いたいと言っている。それからもう1つは、今委員会に入っていない人が本

会議場で1つ1つ意見開陳をしている現状があって、今回からは委員会で基本的に質疑もできるようにしようとしているわけだから、質疑と意見開陳をやるということで、そういう新しいルール化をしたら、その問題はどうかということも1つある。そこが実は、正直、私が言ったように出てくる人が余りにも決まり過ぎていて、いろいろ問題がそこに生じているということは感じざるを得なくて、それは先ほど、残念ながら逆差別のような印象を私は持つてしまっているという個人的な感覚としてあるということが、1つの今の議会の現状としては感じるというところがあった。委員が入っていない会派に関して、そこが結構重要。

原田理事代理 参加できていないので、その委員会に対して意見を言う際に、出てきた議案全部について意見を言うときに、中には、例えば無所属区民派の意見の中では、すごく小さな議案についても述べられて、それがどんどん時間を押すというのは確かにあったと思う。その点、もしかしたら、無所属区民派がどこかの委員会に出て意見を述べたことによって、本会議でつけ足しのようにその議案についての自分の立場を言うとか、そういう時間は短縮される可能性はあるというのは私は思う。

私、さっき減税自治体構想と言ったが、そのほかの議案でも共産党は何度かやったこともある。委員会で意見を述べながら本会議でも意見を言うというのは、別に減税自治体構想のときだけではない。我々にとっても極めて重要だと思う議案というのは幾つかあって、私はもう8年議員をやっているが、その中でも、幾つか私個人的には物すごく重要な議案だと、これは委員会で言ったとしても本会議で言いたいと思う議案は幾つかあった。ただそれは正直、言わないでおいたという実態もある。そういうのは本当にたまの話で、そんな年中本会議をがらがん延ばすようなことはそうそうない。

だから、その点では、島田理事が言った意見を共通認識として、新たなルールというのをつくっていくと、我々もかたくなってしまうので、むしろ本当の意味で委員会を活性化させて、本会議でも余計な小さな議案について言わなければいけない、とりあえず賛否をこの場で明らかにしていかなければいけない、そういう時間はカットしてもらって、むしろ本丸の議案についてはしっかり述べていただくというためにも、私は、余り島田理事のような考え方を基本に置いてこのルールをつくっていくのではなく、この文面そのまま、あるいは無所属区民派の意見のように、本会議に必要な意見を封じることではないと確認して、私はこのルールを押し進めたいと思う。

富本理事 基本的に本会議での意見を妨げることはできない。

きょうは、この後政務調査費の検討会もやらなければいけないので、時間的にはもう閉じなければならない。私も1回目だったのでどのように進行するか悩みながらやった

が、今大体、今回のルールにおいての、ある意味本質のところは議論されているので、ここで何回か重ねながら、3定に向けてできることはきちっとやっていったほうがいい。大変恐縮だが、この夏、理事の方には精力的にご理解をいただき、よりいい、いい意味で議論が深まる、またいい意味で効率化される、そういう議会のあり方を追求していきたい。何回か日程をとっていろいろと議論をしていただきたいと思う。議長もそういう思いでこういう提案をされたと思うので、いろいろと皆さんも議会をやっている中で、ある意味、よくも悪くも曲がり角に来ているところもあると思うので、活発な議論をよろしくお願ひしたい。また、ある程度精力的に議論を重ねれば、1つの結論というものを見出していくということもやっていかなければならないので、より会派の中で議論も重ねた中でやっていただきたいと思うが、きょうの時点で何かどうしてもこれはというのはあるか。

小松理事　うちからも共産党からも出している全議員参加による話し合いの場、うちも全員協議会の開催を求めると申し上げているが、このことについてぜひ検討していただきたい。

富本理事　全員協議会ってだれが説明するイメージか。全員協議会をやると言ったって、全員集まって、だれかが説明しなければいけない。

原田理事代理　全員協議会というよりも、すごくフランクに、議長主宰あるいは議会運営委員会主宰で、本質的には、私は本会議のあり方、それから委員会のあり方、これについて、本会議をどうやって活性化していくか、議会を活性化していくかという観点で議論ができる場があったらいいと思う。本来は、それを受けて議長提案が出てくると私はよかったと思っている。

富本理事　そういう意見も了解した。次回以降の日程の中で話そうと思っていたが、この後、政務調査費の検討会もあるので、ほかになければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時45分 閉会)

